

平成30年6月26日

魚沼市議会議長 森 島 守 人 様

福祉文教委員会

委員長 佐 藤 肇

福祉文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について  
(2) その他
  
- 2 調査の経過 6月26日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。  
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。  
その他で、平成29年度一般財団法人魚沼市医療公社決算について、魚沼基幹病院の運営状況等について、旧県立小出病院敷地の譲渡契約について、堀之内医療センター整形外科診療日の変更について及び教育委員会所管施設のブロック塀の現状について、執行部から報告を受け、質疑を行った。また、湯之谷小学校ランチルームについて、質疑を行った。行政視察について、視察先を選定した。

## 福祉文教委員会会議録

### 1 審査事件

- (1) 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- (2) 議案第55号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第56号 魚沼市守門健康センター条例等の一部改正について
- (4) 議案第57号 魚沼市介護保険条例の一部改正について
- (5) 議案第58号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について
- (6) 議案第59号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (7) 議案第60号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 2 調査事件

- (8) 閉会中の所管事務等の調査について
- (9) その他
  - ・平成29年度一般財団法人魚沼市医療公社決算について
  - ・魚沼基幹病院の運営状況等について
  - ・旧県立小出病院敷地の譲渡契約について
  - ・堀之内医療センター整形外科診療日の変更について
  - ・教育委員会所管施設のブロック塀の現状について

3 日 時 平成30年6月26日 午前10時

4 場 所 広神庁舎3階 301会議室

5 出席委員 浅井宏昭、星野みゆき、大平恭児、佐藤 肇、関矢孝夫、本田 篤、  
(森島守人議長)

6 欠席委員 なし

7 紹介議員 高野甲子雄

8 説明員 佐藤市長、梅田教育長、中村福祉課長、金澤健康課長、堀沢教育次長、  
桑原介護福祉室長、吉田地域医療対策室長、風間学校教育課長

9 書 記 櫻井議会事務局長、関主任

10 経 過

開 会 (10 : 00)

佐藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから福祉文教委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。まず、本委員会に付託されました議案について審議します。

**(1) 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書**

佐藤委員長 日程第1、請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とします。最初に、紹介議員であります高野甲子雄議員に説明を求めます。高野議員、紹介議員席にお座りください。

高野議員 紹介議員の高野甲子雄です。請願事項と請願趣旨については、お手元の請願書のとおりであります。若干の補足説明をさせていただきます。1項目のOECD諸国並みの関係でありますけれども、OECD諸国の1クラス平均児童生徒数は、小学生で21.3人、日本では27.9人です。しかし、日本の場合、全体の約半数が30人以上のクラスとなっております。中学生ではOECDで1クラス23.3人、日本32.8人。日本の場合、全体の7割以上が30人以上のクラスとなっております。国の1クラス定数関係については、これまで公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、これ昭和33年に制定されたそうですけれども、この間、平成17年まで第7次の答申が出ております。そういう中で昭和34年では1クラス50人、昭和39年からの第2次では45人、昭和55年からの第5次は40人ということで現在に至っております。それが平成23年度から学級編制の弾力化ということで、平成23年から1年生の35人以下学級がなされているというふうに考えています。ちなみに新潟県では、2001年、平成13年ですけれども1、2年生の32人以下学級が実現されて、2015年から35人以下学級ということで小学3年生から中学3年生まで実施されているという状況になっております。2項目の国庫負担割合の2分の1復元についてでありますけれども、この関係については、2005年度に中央教育審議会の義務教育特別部会が、義務教育制度の根幹を維持し、国の責任を引き続き堅持するためには、国と地方の負担により義務教育の教職員給与費の全額を保障するという意味で、現行負担率2分の1の国庫負担制度が教職員給与の優れた保障制度であり、今後も維持されるべきものとの答申がありました。2006年度、平成18年度から国の負担率が3分の1に引き下げられたというものであります。以上、よろしく願いいたします。

佐藤委員長 これから紹介議員に対する質疑を行います。

関矢委員 今ほど説明の中で、新潟県は2015年に小学校3年生から中学校3年生まで35人以下の学級に拡充されているということですが、魚沼市は全部35人以下になっておりますか。

高野議員 申し訳ありません。そこまでは把握しておりませんが、湯之谷小学校で37人学級があると聞いております。これについては、1クラスになるか2クラスになるかというのが微妙な、簡単に言うと下限25人になっておりますので、37人を2クラスにしますと25人に

行きませんので1クラスになるということです。2クラスにして25人以下になるようだと1クラスになるということで理解いただければ。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結します。紹介議員は退席をお願いします。(紹介議員退席) 続いて、この件に関しまして執行部に確認しておきたいことがありましたら、発言を許します。

関矢委員 今ほど紹介議員にも質疑をしたんですけれども、湯之谷小学校の確か5年生が37人だったか、先般視察をさせてもらった中で1クラスだったと思うんですけれども、35人以下に拡充されているんだけれども、下限の1クラス25人以上ということが設定されているので1クラスになったのか、その辺をちょっと教えていただければ。

梅田教育長 そのとおりです。下限25人が決まっていますので、その関係で37人で1クラスというふうになっています。

関矢委員 そうしますと、40人を超えたときは1クラスになりますよね。21人とか22人になるんだけれども、それはオーケーなんですか。

梅田教育長 それはオーケーです。40人を1人でも超えれば2クラスになります。

星野委員 私の子供が1、2年生のときは3クラスだったんですよ。3年生に上がるときにちょうどこれに引っかかって2クラスになるということで、父兄の方たちとみんなで署名をして何とかならないかということで活動したんですけれども、そのときは人数が下限設定に引っかかったのか、それとも非常に支援の子が多くて8人いた学年だったので、その人数を引くと確か引っかかるということで、ぱっと見の人数は下限とかではなくて、普通に35人以下学級ということだったと思うんですけれども、今はそのような感じのクラスというか学校というかはあるんでしょうかね。

梅田教育長 つぶさに調べたわけではないんですが、確かに1、2年生までは32人以下学級が県独自で決めていますので保たれているんですが、3年生以上になるとそれがなくなるわけですので、4年生になるとそのとおり学級が組めない状態が続いてふえる可能性は、確かに星野委員が言われるとおりは、過去にありました。これはやっぱりどうにもならない。特別支援学級に在席する子が移って普通学級が少なくなったり、いろいろな条件があるんですが、決まればかえられないという現状は実際にあります。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) なければ、これで質疑を終結します。討論はありますか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これから請願第2号を採決します。お諮りします。本件は採択すべきものとするにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、請願第2号は、採択すべきものと決定されました。本請願を採択としましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議します。意見書案を配付します。(意見書案配付) 配付漏れはありますか。(なし) それでは事務局長に朗読させます。

櫻井議会事務局長 (意見書(案)朗読)

佐藤委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書にご異議ありませんか。(異議なし) 本会議で採択されたときには、委員長が提出者となり委員会で発議することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定されました。

## (2) 議案第55号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正について

佐藤委員長 日程第2、議案第55号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありますか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 今回小学校のほうに学童を持ってこようということですが、この利用については、学校校舎内及びグラウンド、いろいろ活動の状況によって場所をかえるのではないかなと思うんですが、そこら辺の利用については、毎日のところと夏休み、冬休み、春休み等もあると思うので、その利用についてはどうなるのか、わかりましたら聞きたい。

堀沢教育次長 基本的にはこのたび改修する部分、学校内です。グラウンド等につきましては、当然使用するときには借用するという格好になります。夏休み等につきましては、今現在学校が終わる時間あたりから始まるわけですが、夏休みは朝から始まりまして夕方までお預かりするという形で進みます。基本的には年末年始を除きましてはカレンダーどおりといいますか、そういった形で放課後児童クラブが運営されるという形になります。

大平委員 これも以前聞いたことがあるんですが、学校側としては教室を提供するのはいいけれども、体育館とかほかの教室について利用する際には、当然遊んだり、いろんな面で使用したりするというところの懸念、そういうのも少しお聞きしたことがあるんですが、そこら辺については、明確に改修した場所、校舎内にあるそこだけとか、いろんな取り決め等があると思うんです。特に校舎内の利用についてはどのようにしているのか、少し教えていただきたい。

堀沢教育次長 基本的には学童と学校というのは別物です。普通であれば、一旦児童玄関から外へ出まして学童の入り口から入るという形になりまして、学校校舎内には立ち入らないのが基本となります。

関矢委員 今のに関連しますけど、西小学校の学童にする場所は低学年棟だと思うんですが、場所的には低学年棟でよろしかったですか。

堀沢教育次長 低学年棟という位置づけかどうかわかりませんが、正面からグラウンドに入ったあちらの部分になりますので、きっと低学年の方たちが使っていた部分かなとおっております。

関矢委員 そうしますと、児童玄関から入っていく形になるんですが、今次長が言われたように児童玄関から出て、また別の入り口からということですが、外から1カ所入る場所があるんですが、その辺はどうなるんですか。やっぱり児童玄関を使って出入りをする形になるんですか。

堀沢教育次長 すみません。今回の事細かな改修部分についてはちょっと把握しておらないので、入り口がどこかということについては調べましてご報告させていただきます。

関矢委員 学童と学校教育は違うということですので、一般の子供たち、学童に通っていない子供たちは児童玄関からになっていますので、その辺のすみ分けとか、境をどうするか、その辺がもしわかったら後で教えていただきたい。

佐藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第55号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第55号 魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (3) 議案第56号 魚沼市守門健康センター条例等の一部改正について

佐藤委員長　日程第3、議案第56号 魚沼市守門健康センター条例等の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第56号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第56号 魚沼市守門健康センター条例等の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

### (4) 議案第57号 魚沼市介護保険条例の一部改正について

佐藤委員長　日程第4、議案第57号 魚沼市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　ありません。

佐藤委員長　これから質疑を行います。

大平委員　7人から10人に調査員をふやすということらしいんですけども、この条例が通った以降は基準に基づいてどのように10人までしていくのか。それとも現状のまま状況によってふやすことを考えているのか。そこら辺はいかがでしょうか。

中村福祉課長　現在の訪問調査員は定員の7名おります。先日の補足説明でも申し上げましたけれども、要介護認定を受ける方が徐々にふえてきておりますので、お一人の方が負担する調査数がふえてきております。その状況に合わせて調査員をふやしていきたいということで7人から10人に増員させてほしいということをお聞きいただきました。今現在ですと、昨年の状況を見ますと1カ月あたりに差はありますが平均するとお一人が28件くらいを受け持っておりますので、今年度については1人をふやしたいというふうにご検討しております。あとは、調査の状況に応じて1人の調査員の方の負担が増えないようにふやしていきたいと考えております。

大平委員　介護は非常に人手不足がずっと言われていて、調査員の方々もなかなかおやりになる方がいないのではないかと推察するんですけども、状況に応じて1人ふやすという話をされましたけれども、対象の方がおられてそういうことを言っているのか、それともこれからということでしょうか。

中村福祉課長　　今お一人の方、対象者がおられます。

大平委員　　調査員の方は主にどういう方々になっていただいているんですか。

桑原介護福祉室長　　介護支援専門員の資格を持っている方を採用し、認定調査の研修を受けていただいているということで動いていただいております。

大平委員　　その方の待遇といえましょうか、報酬等はどのような形で支払っているのでしょうか。実働だと思えますけれども、わかりましたら教えてください。

中村福祉課長　　現在7人の方は市長が委嘱している形で、非常勤職員で1回当たりの回額の支払いをさせていただいております。

佐藤委員長　　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第57号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第57号 魚沼市介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(5) 議案第58号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について**

佐藤委員長　　日程第5、議案第58号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長　　補足説明はありませんが、お手元に資料を1枚提出させていただいておりますので、資料について担当課長から説明させていただきます。

中村福祉課長　　これにつきましては、平成30年の8月から現役並みの所得を有する方の介護保険の利用者負担割合を2割から3割にすることにしておりまして、厚生労働省から周知用リーフレットを作成して周知を図るということでしたので、市に届きました周知用パンフレットを皆さんのお手元にお配りさせていただきました。ご覧いただければと思います。

佐藤委員長　　これから質疑を行います。

大平委員　　資料も配布されましたが、私のほうからは、この法改正に基づいて第10条について、3割負担の対象となる方が出てくる。ここについて、まず何人くらいの対象を見込んでいるのか、わかりましたら教えてください。

中村福祉課長　　2割から3割に利用者負担割合が変わる方について、8月からの負担の割合について6月15日現在で試算をした結果、全体で2,480の方が要介護認定を受けていらっしゃる方で負担割合証をお送りする方です。そのうちの1割負担が2,389人で96%、2割負担が68人で3%、3割負担は23人で1%という試算になっております。国のほうで試算した全体の対象者数は3%という割合が示されています。

大平委員　　23人ということで、2割の方も68人で、90人くらいが2割以上の負担ということで、結構大きいし、3割の方も少ないというふうにも見られますが非常に大きいんじゃないかと思われます。高所得者、現役並みということもありますが、この影響というのはばかにできないと私自身は思っているんですけど、福祉課としてはこの影響をどのように考えているのか、考えがありましたら教えてください。

中村福祉課長　　負担割合がふえることは、それぞれの利用者の負担がふえることだとは思っ

ておりますけれども、実際のこの制度を使っていただく中では月額の上限額もありますので、直接ご負担いただく額がそう大きくかわるところはないかなと思います。

大平委員　この間、私は負担割合を強く反対してきた1人として、平成27年度だと思えますけれども2割負担、所得に応じてやっただと。今回、そんなに年数が経っていないのに3割と、非常に負担がふえることがずっと行われているわけで、それぞれ保険計画ごとにふえている状況があります。これは本当に無視できないし、わが市としても大変かなということで独自の軽減策をいろんな形でちょっと質問してきた経緯があるんですけども、今後このような流れがある中で、まして3割負担になってしまうと、内規といいますか、議会で議決を求めなくてもできるような流れも出てきていますので、ちょっと危惧しているところなんですけど、これについて今後そういう状況を見て軽減策を考えていくのかどうか。

佐藤市長　現段階で軽減策は考えていないということであります。

大平委員　将来的にはいかがでしょうか。

佐藤市長　将来的なことに关しては、今の状況では軽減策は考えていないということでありますので、状況がどう変化するかわかりませんが、今のところは将来においても現段階で答えるとするならば考えていないということです。

大平委員　27年度で2割負担が導入されたと言いましたが、今まででそれぞれ結構な人数の方が影響を受けているわけですけども、福祉課としてはどのように捉えていますか。利用料負担について。

中村福祉課長　利用者の負担割合については、市が独自で決められるものではありませんので、その制度に基づいた負担割合を求めていくというふうに考えています。市が独自にできるものではなくて、制度自体をこのまま維持していくために必要な改正が行われているというふうに理解しています。

大平委員　必要だとおっしゃいましたので、でもこうやってなし崩し的に負担がふえているのは事実としてあります。そういう中で今後に対する影響、また、これから負担がどんどんふえていくという流れは否めないと思いますので、ここについて見通しを少し考えていましたら教えてください。

佐藤市長　いずれにしても介護負担につながらないようにやっていかなきゃいけないと思えますけれども、まず健康な人をつくっていく施策については魚沼市でも独自にやっていることでありますので、その推移を見ながら対応していきたいと思えます。制度的なものを改正するには国を動かさなきゃいけないということにもなりますので、そういったことをご理解いただきたいと思えます。

佐藤委員長　ほかにありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議あり) 異議がありますので、これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

大平委員　今回の条例改正は、まさに国の介護保険法の改正に準じて行われるということは十分承知しております。しかしながら、先ほど人数も示していただきました。少ない人数ではありますが、世帯によって、家族状況によって3割負担がずっと続くわけで、非常にこれは深刻な影響が私はあると思うんですよ。今、把握はしていないと、そして、軽減策は行わないという話もしておりました。しかしながら、やっぱりそういうことは考えていく必要が私はあると思いますので、そういう面から。それから、介護保険料がこの4月か



ら引き上がった方も随分いらっしゃいます。そして、私のほうには介護保険料がなぜ引き上がったのか、この負担は非常に耐えられないという方も、何名からも伺っております。さらに8月から対象者が絞られているとはいえ、さらに負担をふやすようなことというのは、到底市民感情からして受け入れられないと思いますし、私が市に対してそれぞれの影響に対する実態を把握し、そして必要な軽減策をやはり盛り込むべきだし、実施するべきだと思います。そういう立場から反対をさせていただきます。

佐藤委員長 次に、賛成者の発言を許します。

本田委員 反対者のご意見もそうなんですけれども、応能応分負担という視点も大事かと思っております。今介護保険、非常に財政上厳しいところもありますので、制度を維持していく上でも必要なのかなと思っております。負担軽減策につきましては、低所得の方々に対する制度もありますので、活用していけばいいのかなと思っておりますし、またそういう事例があったら委員のほうからもいろいろ相談してあげてもらってもいいのかなと思っております。介護保険の保険料、年々高騰しておりますけれども、その抑制策というところはまた別の角度から、介護予防とか健康増進とか、そういった視点から市で積極的にやっていただきたいと思っておりますので、この議案につきましては私は賛成とさせていただきます。

佐藤委員長 ほかにありませんか。(なし) 討論なしと認めます。これで討論を終結します。これから議案第58号を採決します。異議がありますので、挙手によって採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数であります。よって、議案第58号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

## **(6) 議案第59号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

佐藤委員長 日程第6、議案第59号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。

大平委員 確認なんですけど、11条の(4)及び(10)について修正が入っていますが、これは対象の方を教員の方もしくはそれに準じるような方、市長が認めたものとあると思いますが、ここは実際問題今不足状況があるのかどうか、そこら辺について少しわかりましたら教えてください。

堀沢教育次長 不足という意味が少しわからないんですけれども、4号につきましては、本会議で補足説明させていただきましたけれども、実質かわっておらないんですけれど、わかりがよいように文言をかえたということでもあります。10号につきましては、今まで実質中卒ですと支援員という資格が与えられなかったのが、中卒でも与えられるようになるという、いわゆる拡大された部分の追加ということになります。

大平委員 支援員だと思うんで、対象をおっしゃったように拡大するということだと思うの

で、今後この拡大された条例の中でふやすおつもりがあるのかどうか。

堀沢教育次長 拡大で支援員をふやすのではなく、支援員補助という方が支援員になれるようになったという形でご理解いただきたいと思います。今まで支援員になれないで補助という形の方がいたというところが、支援員になれるように改正がなされたということです。

大平委員 対象となる方はいるのでしょうか。

堀沢教育次長 現在、魚沼市に放課後児童支援員26名おります。そのうち保育士や学校教諭の免許を持っておられる方が半分の13名、高卒以上の方で都道府県知事の研修を受けて資格者としている方が8名、高卒ですが研修を受けていないために支援員という形ではなく補助者という形の方が4名、中卒1名という形で、現在補助者という形の方が合計で5名お勤めになっております。

佐藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第59号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第59号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(7) 議案第60号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について**

佐藤委員長 日程第7、議案第60号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

佐藤市長 ありません。

佐藤委員長 これから質疑を行います。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し、採決することに決定しました。これから議案第60号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第60号 魚沼市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

#### **(8) 閉会中の所管事務等の調査について**

佐藤委員長 日程第8、閉会中の所管事務等の調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思いません。ご異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長あて申し出を行うことに決定しました。

## (9) その他

- ・平成29年度一般財団法人魚沼市医療公社決算について
- ・魚沼基幹病院の運営状況等について
- ・旧県立小出病院敷地の譲渡契約について
- ・堀之内医療センター整形外科診療日の変更について

佐藤委員長 日程第9、その他を議題とします。執行部から資料が提出されておりますので、説明を求めます。

金澤健康課長 地域医療関係につきまして情報提供させていただきたいと思います。(資料「平成29年度一般財団法人魚沼市医療公社決算について」及び「魚沼基幹病院の運営状況について」により説明)次に、旧県立小出病院の敷地について、6月7日に県病院局との譲渡契約を締結しました。病院敷地として使用する部分については病院事業会計で、市道、道路敷地の部分については一般会計の市道整備事業で取得をしております。取得価格につきましては、総額で4億7,555万1,016円となっております。内訳ですが、病院事業分につきましては、面積が2万4,153.02平米で4億3,835万7,976円ということでございます。これは、平成29年鑑定評価額から県負担分の障害物の撤去、寄付減額、測量登記費用を差し引いた額であります。それから、市道整備部分につきましては、面積は4,317.76平米、3,719万3,040円ということであります。続きまして、堀之内医療センター整形外科の診療日の変更についてであります。昨日の市報うおぬまお知らせ版にも掲載しておりますが、現在第2・第4木曜日の午後診療を行っております。これを7月より現在の第2・第4木曜日に加えまして第1・第3水曜日の午後からも診療を行うことになりました。患者数が非常に多いということで、高尾先生から何とか都合をつけていただくということで、診療時間は30分ほど短くなりますが拡充することになりましたのでご承知おきいただきたいと思います。

佐藤委員長 これから質疑を行います。(なし)本件については、以上とします。

## ・教育委員会所管施設のブロック塀の現状について

佐藤委員長 次に、教育委員会から報告を求めます。

堀沢教育次長 現在問題となっておりますブロック塀についてお話をさせていただきます。大阪府北部地震でブロック塀が倒壊し、女兒が亡くなったことを受け、教育委員会所管の市内施設を点検しましたので、その結果を報告させていただきます。15の学校施設におきまして、新聞紙上で塀にひび割れ等の危険箇所のある中学校2校と発表されましたが、小出中学校及び守門中学校です。両校ともに若干のひび割れ箇所が確認されました。また、120センチ程度の記念碑が確実に固定された状況になっていない、思い切り押すとぐらつくという状況のものや、二宮金次郎の像の倒壊が心配との報告も上がっております。次に保育園等9施設です。ひがし保育園で墓地との境のブロック3段積み部分の1箇所が欠けている状況です。高さは60センチで人が歩行する場所ではありませんので危険性はごく低いものです。すもんこども園の園庭の国道252号線沿いのブロック、4段90センチの高さで現状では問題はないと思いますが、下の歩道との高低差があるため、落下した場合のこ

とを考えると今後の課題と思われまゝ。私立幼稚園でプール脇に130センチ、園舎前に145センチのブロック積みの外壁があり、県に報告済みとなっております。生涯学習45施設では、上条運動広場の裏、旧上条小学校の校門、ブロック積み6段、高さ180センチのもの2基があり、撤去すべきと判断しました。福山体育館、旧福山小学校校門も同じですが、道路と離れていることから危険度は低く、今後予算措置をした上での対応をしたいと考えております。撤去や修繕が必要と判断したものについては、現況の予算を使用して順次行っていきますし、法的には問題のない高さのものであっても、ブロック塀に関しては鉄筋が入っているかどうかの調査を始めたいと思います。なお、通学路などに危険なブロック塀があるかどうかの調査につきましては、市内全域の国道、県道、市道に対して行う必要があると思われまゝので、関係部署と調査の方法などの検討を行って進んでいきたいと考えております。

佐藤委員長　これから質疑を行います。

関矢委員　小出中学と守門中学のブロック塀がひび割れしているということでしたけれども、問題視されているのは調査をしたのが教育委員会の職員で無資格者、1級建築士などを持っていない人が見たということですが、今回調査をした人は建築士の資格を持っていた方がおられたんですか。

堀沢教育次長　学校施設関係につきましては、県の教育委員会からまずもって急いで調査をすべきということで、まず教員が確認しております。それに基づきまして、そういった報告があったところにつきましては、教育長と私が昨日とりあえず早急に見てきたという状況です。現在のところ、先ほど申しましたとおり若干のひび割れという形で見ておりますが、今後そこは当然のことながら本格的に調査して修繕等に臨むものと考えております。

関矢委員　そうしますと、今は学校職員とか教育委員会のほうで確認をされたということですので、建築基準法に適合しているかというのはまだわからないわけですね。

堀沢教育次長　法的な部分については適合しているものと考えております。まだ実際に鉄筋が入っているかということにつきましては今後の調査ということになりますが、高さ的に鉄筋が入っている場合は、これであれば法的にクリアしているという状況の高さですので、鉄筋がない場合ですと法的に問題がありますが、鉄筋が入っていれば問題ないというところになります。

関矢委員　最後に市長に、これから全市のそういうブロック塀だとか危険箇所の点検をされるということですが、しっかりと有資格者、また今回の大阪のようなことがないように調査をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤市長　先般の大阪の結果を受けてすぐに、ブロック塀が倒れたという事態で学校の施設をまず点検してもらいたいという指示を出して、子供たちの通学路になっているところについては、そういう支障物件があるかないかということも調査をしていただきたいと思いますので指示をさせていただいたんですが、鉄筋が入っているか否かということもあるんですけども、支持張りがあるかどうかということも考えておかないといけないという。倒壊の恐れがあるというのは支持がきちとなされているかどうかということもあるし、鉄筋のほうも劣化すれば当然倒れやすくなるので、そういったことも含めて、高さが1メートル、1メートル50だと確認申請の不要という部分もあるかもわかりませんので、そこも含めてしっかりと指示をさせていただいておりますので、支障だろうと思われる物件につ

いては専門家を入れて検査しなきゃいけないと思っております。安全を担保できるということは、それ以外の方法はとれないと思っておりますので、しっかりした対応をしていきたいと思っております。

佐藤委員長　ほかにありませんか。(なし) 本件については、以上とします。ほかに執行部からありませんか。(なし) 委員の皆さんから何かありませんか。

浅井委員　先日の福祉文教委員会の視察での件なんですけれども、湯之谷小学校ランチルームの椅子と机についてですけれども、1、2年生の机と椅子が体のサイズに合っていないということが前々から問題視されていたんですけれども、視察の際に見てみたんですけれど、やはり姿勢の悪いまま食事を毎日とらせることは子供の教育によくないと湯之谷小学校の校長も言っておりましたし、このことは早急に考えていくべきだと思います。今のところちょっと私のほうで勉強不足で、市内に何校ランチルームを使用して全員でまとまっておはんを食べているのかちょっとわからないんですけれども、総括でも佐藤委員長が言っていた椅子とテーブルの足をカットするという方法が一番経済的にも安くあがるのかと思うんですけれども、せっくなので地元の魚沼産の木材を使って机と椅子をつくれば、割高になりますけれども市内の産業の育成にもつながっていくのではないかと思います。いろいろな進め方はあるかと思っておりますけれども、いずれにせよ視察先で問題を目の当たりにしてしまったので、これから委員会でしっかりと議論する事案だと思いますし、この先教育委員会として何らかの方針を出していってほしいと思います。

堀沢教育次長　今ほどの湯之谷小学校の件ですけれど、つくるときに学校側と協議して学校側の要望に沿った形で入れさせていただいているというのは、前々からお答えさせていただいております。ほかに私も全部把握しているわけではないですが、ランチルームを持っている学校も全て統一の高さのものを使って、低学年に低いテーブル、椅子でやっているというところは現在把握しておりません。なぜそうなっているかといいますと、まずはあそこが一番PTAなど会合で使う場所となっております、多分PTAのほうでもそういった形で使うためにはそろっていたほうが良いという形になっているものと思われま。足を削るという点につきましては、湯之谷小のものは足が金物系になっていると思います。簡単にはいかないものということで、前回お話をさせていただいたように、例えば学校と協議をし、いわゆるざぶとんのような形の滑らないもので対応できるものかどうかということから始まりまして、それがだめであれば足を切るとかではなく、背の低いテーブルと椅子という形のものを低学年用に購入しなければならないのか、どちらかという選択になろうかと思っております。学校側はざぶとん系のものでもいいという話をしていたんですが、どうも大人のほうはそうではいけないという話になっておりますので、今後の協議が必要かと思っております。

梅田教育長　次長の話に付け足しまして、確かに須原小などほかのところもあり湯之谷小だけの問題ではないので、教育委員会に持ち帰りまして学校の実情を聞いたりしながら、いい案はないか検討していきたいと思っております。

浅井委員　学校の会合等もあると思っておりますけれども、毎日あるわけではないので、子供は毎日そのサイズの合わない机と椅子でごはんを変な格好で食べているわけなので、ぜひ前向きに考えていってほしいと思います。

佐藤委員長　本件については、引き続き調査していくこととします。ほかにありませんか。

(なし) これ以降は委員会内の協議事項となりますので、執行部につきましてはここで退席をお願いします。(執行部退席) しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11 : 09)

再 開 (11 : 18)

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。次に、今年度の行政視察についてご協議いただくため、しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (11 : 19)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (11 : 37)

佐藤委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。今年度の行政視察につきましては、ただいまの休憩中に協議がなされましたが、協議結果に基づき、委員長と事務局で調整をさせていただきます。ほかにありませんか。

本田委員 次の委員会について、きょう議案でも出ておりました学童保育の現地視察があってもいいのかなど。入り口など心配の意見がありましたので。あと、医療公社の現状についてお話をお聞きするなど、市内の視察をしていただきたいと思います。

佐藤委員長 この件については、調整をさせていただきたいと思います。ほかにありませんか。(なし) これで、その他を終わります。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の福祉文教委員会は、これで閉会とします。

閉 会 (11 : 41)